

令和8年10月1日
富津市役所

懲戒処分 of 公表について

地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を行いましたので、職員の懲戒処分の基準に関する規程に基づき、次のとおり公表します。

(1) 事案の概要

- ①未処理である事務を後任者へ引き継がず、また上司にも報告しなかった。
- ②人事異動により権限を有しなくなったにもかかわらず、無断で公文書を持ち出し自己保管していた。
- ③請求書に対する自費での支払いや返還金名目で預かった現金を放置した。

当該行為は、富津市職員の懲戒処分の基準に関する規程別表第1中「虚偽報告等」「公文書の不適切な取扱い」「公金等の不適正処理」に該当する。

(2) 被処分者及び処分内容

所属部署	年齢	性別	処分内容
市民部 (健康福祉部)	30歳代	男	減給10分の1(6か月)

※ () は本事案発生時の所属名

(3) 処分年月日

令和8年10月1日